

## 岡山県南部健康づくりセンター利用料金減免規程

(趣旨)

- この規程は、岡山県南部健康づくりセンター条例（平成9年岡山県条例第46号。以下「条例」という）第9条4項の規程に基づき、利用料金の減免について定める。

(利用料金の減免)

- 次のいずれかに該当する場合には、理事長は利用料金を減免することができる。

| 減免対象                     | 減免の額             | 備考   |
|--------------------------|------------------|--|
| 岡山県南部健康づくりセンター健康増進部門の月会員 | ヘルスチェック利用料金の全額   | 年1回、1年間継続利用者に限る                                    |
| 岡山県南部健康づくりセンター健康増進部門の月会員 | 体脂肪測定料金の4割に相当する額 | 運動効果を確認するために体脂肪測定を実施する場合に限る                        |
| 障がい者                     | 利用料金の4割に相当する額    | 障害者手帳等の所持者に限る。メディカルチェック、ヘルスチェック、施設自由利用、会議室利用の利用に限る |
| 障がい者の介助者                 | 利用料金の全額          | 施設自由利用に関し、障がい者介助する場合に限る（原則として障がい者1名につき2名までとする）     |
| 岡山県南部健康づくりセンターと共同研究を行う場合 | 利用料金の5割に相当する額    | 開放研究室の利用に限る  |
| その他理事長が適当と認める場合          | その都度定める額         |  |

(減免申請等)

- 規程2の場合において、大会議室、小会議室、栄養指導室、開放研究室の利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

- 附 則
- この規程は、平成9年7月1日から施行する。
  - この規程は、平成13年10月1日から施行する。
  - この規程は、平成18年4月1日から施行する。
  - この規程は、平成25年4月1日から施行する。
  - この規程は、平成30年4月1日から施行する。